

	不正発生要因	不正防止計画
1. 機関内の責任体系の明確化		
責任体系の明確化	不正防止対策の推進組織である公的研究費適正管理委員会の取組みがルーチン化されていないと、効果的な対策が継続できない。	不正防止対策における公的研究費適正管理委員会の役割を再確認し、委員会の取組みをルーチンワークとして位置付けて継続可能なものとする(委員会の年間スケジュールを策定し、それに基づいて運営する)。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備		
ルールの明確化・統一化	公的研究費の管理・監査に係る各種手引き、マニュアル類等が研究者にとって分かりやすくまとめられていないとルールの効果的な周知ができない。	公的研究費の管理・監査に係る各種手引きやマニュアル類の更なる充実を図ると共に、研究者にとって分かりやすい提供方法を継続的に検討する。
関係者の意識向上	本学の研究費を使用して研究活動を行う全ての研究者に対して誓約書の提出を求めないと、規程の遵守を徹底できない。	本学の研究費を使用して研究活動を行う全ての研究者に対して誓約書の提出を求め、不正防止意識の向上を図る。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施		
不正防止計画の定期的な見直し	不正防止計画の見直しが定期的に行われないと、不正防止対策が停滞してしまう。	不正防止計画の見直しを行う流れを継続し、年間スケジュールの中に組み込む。
4. 研究費の適正な運営・管理活動		
物品・役務の発注業務について	外部資金を対象として新たに整備した事務発注体制について、研究者の理解と協力が得られないと、不正防止対策としての効果が半減してしまう。	外部資金の新しい事務発注体制について、外部資金を獲得している研究者の理解と協力が得られ、制度として定着化するように、きめ細かい説明を行い、周知を図る。
	30万円未満の研究者による任意発注時において、支出財源が特定されていないと、事務部門での予算執行状況の把握が遅れ、適正な執行管理が担保されなくなってしまう。	任意発注時における支出財源の特定と事務部門における遅滞ないその把握方法について、本学の実状にあった現実的な実施体制を検討・構築し、無理のない形で定着化を図る。
5. 情報発信・共有化の推進		
ホームページの充実	公的研究費の不正防止に関する取組みをホームページに掲載しているが、定期的に内容の見直しが行われないと、その効果が薄れてしまう。	「公的研究費の管理・監査に関する規程」の改正や「不正防止計画」の見直しに併せて、ホームページによる情報発信の充実を図る。
6. モニタリングの在り方		
モニタリング体制の整備	日常的なモニタリングをルーチン業務に組み込んで無理なく実施できる体制を構築しないと、継続的な実施が困難となる。	公的研究費適正管理委員会の年間スケジュールに合わせて、モニタリングの実施計画を策定すると共に、ルーチン業務化できるよう基本的な実施方法を確立する。
	日常的なモニタリングだけでは大学全体としての予算執行状況把握ができず、木を見て森を見ない状況に陥る恐れがある。	事務発注体制の変更を踏まえ、日常的なモニタリングに加え、財務部経理課の協力のもと、全体としての予算執行状況及び調達データの分析・把握をモニタリングの一環として定期的に行う。